

秋田市中心小企業賃上げ基盤強化支援事業費補助金 よくあるご質問

Q1	各事業や他の補助金との併用はできますか。
A1	各事業の併用および同様の目的の補助金(交付金)との併用はできません。なお、同一事業で対象経費を切り分けた場合でも同様です。
Q2	対象外となる業種はありますか。
A2	一次産業(農林漁業)や風俗営業は対象外です。
Q3	半年前に市外から市内に主たる事業所を移転しましたが、対象となりますか。
A3	申請時点で市内に主たる事業所があり、事業歴が1年以上であれば対象となります。
Q4	個人事業主で、自宅は市外で店舗は市内にある場合、対象となりますか。
A4	市内の店舗にて1年以上事業を行っている場合は対象となります。
Q5	申請予定の事業に一部着手している場合、対象となりますか。
A5	一部でも着手済の場合は対象となりません。
Q6	事業への着手(物品の購入や研修への申込等)はいつから可能ですか。
A6	審査会で採択となった後、交付決定を経て可能となります(申請の翌月を目安)。交付決定前に着手の必要がある場合は、「補助金交付決定前着手届」の提出が必要となりますので、あらかじめご相談ください。
Q7	申請前に購入したものは補助金の対象となりますか。
A7	対象となりません。対象となる経費は、交付決定後に発注、契約、納品、支払したものに限られます。
Q8	中古品は補助金の対象となりますか。
A8	古物商の許可を得ている業者からの購入であれば対象となります。ただし、次の要件のいずれも満たす必要があります。 ・型式や年式が同じ新品のものより、金額が低いこと。 ・個人からの購入やオークションまたはフリマサイトでの購入ではないこと。
Q9	補助金の対象外となる経費はどのようなものですか。
A9	補助対象外経費の例として次のものがあげられます。補助対象経費に該当するかどうかについては、あらかじめご相談ください。なお、採択となる場合でも、審査で一部の経費が対象外となる場合がございます。 【補助対象外経費の例】 ・申請者本人が購入していないもの ・所有権が移転しないもの(サブスクリプションサービスやリースなど) ・経費の支出が確認できる資料(請求書、領収書および振込明細等)が提出できないもの ・事業用か私用か判別が難しいもの(一般車両、スマートフォン等)
Q10	申請時に提出した見積書の物品等と違うものを購入することは可能ですか。
A10	原則、申請時に提出いただいた見積書のものを購入してください。なお、購入予定の物品等が在庫切れ等により購入が不可能となった場合は、別途変更申請により代替品の購入が可能となる場合がありますので、購入前にご相談ください。

Q11	対象経費の支払い方法に指定はありますか。
A11	<p>事業期間内に申請者本人が支払いを行ったことが確認できるものが補助対象となります。対象となる支払方法と注意点は次のとおりです(他の支払方法を利用する必要がある場合は物品等の購入前に必ずご相談ください)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社(個人事業主は本人)名義の銀行口座からの振込(振込明細書が必要) ・会社(個人事業主は本人)名義のカードでの支払および同一名義の口座からの引き落とし(クレジットカードの利用明細書および利用代金が引き落とされた通帳が必要) ・現金での支払 <p>なお、実績報告期限までに提出が不可能なものは対象経費に含みません。</p>
Q12	電子マネーやポイントを利用したの購入は可能ですか。
A12	<p>電子マネー、小切手、手形およびリボ払いによる支払は対象となりません。また、ポイントやクーポンで支払った部分は対象経費に含みません。</p> <p>例 1万円のうち2千円をポイントで支払った場合、対象経費は8千円。</p>
Q13	事業計画を変更(中止)したい場合はどうすればよいですか。
A13	変更(中止)前に市に相談してください。変更の内容によっては補助金の対象外となります。
Q14	市外の店舗で勤務する従業員は対象となりますか。
A14	対象となりません。
Q15	市内の店舗で勤務する、市外在住の従業員は対象となりますか。
A15	対象となります。
Q16	事業専従者(家族従事者)は対象となりますか。
A16	他に同居の親族以外の者を1名以上雇用している場合は対象となります。